

埼玉県指定出資法人経営評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 出資法人の指導監督等に関する要綱第9条に基づき、指定出資法人の経営改善等に関する指導又は関与に資するため、経営に関し知識経験を有する者からなる「埼玉県指定出資法人経営評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について専門的な見地から意見を述べるものとする。

- (1) 指定出資法人が策定する業務運営の基本方針及び経営の方針並びに各事業年度の予算及び事業計画における次に掲げる事項の評価に関すること
 - ア 経常損益に係る数値目標の設定(原則として、前年度決算より経常利益を増加させるもの。ただし、前年度決算で経常損失が生じている場合は、当該損失額を減少させるもの。)及びその目標を達成するための取組内容
 - イ デジタルトランスフォーメーションの推進等に係る数値目標の設定(生産性向上や経営効率化、サービス向上に資するもの。)及びその目標を達成するための取組内容
- (2) 前号の数値目標の達成状況に対する評価に関すること
- (3) その他、指定出資法人の経営改善の取組内容等に関する事項

(組織)

第3条 評価委員会は、学識経験等を有する者のうちから、知事が依頼する委員7名以内で組織する。

- 2 主宰は企画財政部長が行う。
- 3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員の任期は依頼した日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 評価委員会は、主宰が招集し、進行を行う。

- 2 主宰は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 やむを得ない理由により会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。
- 4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(会議の公開・非公開)

第5条 評価委員会は、原則非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員の職を通じて知り得た秘密を公表又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、企画財政部行政・デジタル改革課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。